

フランス王政復古期における従軍司祭 —— 反革命による改革と、革命の痕跡 ——

西願 広望

〈要旨〉

フランスの復古王政は、反革命の実現のために、アンシャン・レژیーム期の従軍司祭制度を大きく改革した。本稿の目的は、国立古文書館のセリー F/19に収められている第一次史料を用いることで、王政復古期において従軍司祭が軍隊社会に対して抱いていた見解と、従軍司祭の活動の実態を検討し、そのうえでフランス革命とナポレオンの時代の影響について考察することである。

実際、従軍司祭の目に軍人の日常生活はどのようにうつっていたのであろう。従軍司祭は、将校が決闘をおこない愛人をつくり、兵士が宗教に対しては無関心であることを知った。そして軍隊での布教活動のためには、将校の無理解と、「世間体」と、「悪書」とが障害になっていると考えた。

ところで平時において軍隊は不道德なところであったが、戦時において兵士は信心深い敬虔なカトリックになった。この興味深い変化をよりよく理解するためには今後の研究の進展が求められる。また王政復古期の従軍司祭はプロテスタンティズムに対し寛容であった。このような彼らの態度はアンシャン・レژیーム期とは異なるものである。しかしながらその原因についての考察はまた今後の課題である。

キーワード：フランス王政復古 宗教 軍隊

序章

「王政復古」という言葉からは、革命前の時代にかえる、あるいは革命前の制度に戻す、といったイメージが想起される。しかし実を言えば、フランスの復古王政は、革命前には存在しなかった制度を創設したり、革命前の制度を大きく改革したりしている。まさに王政復古を実現するために、である。周知のごとく、復古王政の制度的基盤であるシャルト憲章は、革命前には存在しなかった。また本稿の主題である従軍司祭制度は、アンシャン・レژیーム以来、改革の必要が説かれていたにもかかわらず改革が進まず、王政復古期になって、ようやく抜本的な改革がなされ、制度として整備された。

実際18世紀初めから従軍司祭制度の改革が求められていた。そこには何よりも従軍司

祭の品行についての批判があった。1705年、カゼル（Casel）の司教は国王聴罪師に宛てて、「概して従軍司祭はだらしない生活をおくっており（中略）、おぞましいことに、金銭を騙し取っています」と書いている。また1782年、モルトマル（Mortemart）公爵は、当時、陸軍卿であったセギュル（Ségur）侯爵に宛てて、「これらの神父たち（従軍司祭）は聖職者の中でも最低のクラスから選抜されているようです。彼らは、彼らが勤務する部隊において、大抵の場合、少なくとも役には立ちません、そしてしばしば彼らの無知と悪い品行のために有害です」と書いている¹⁾。

18世紀後半からは、より根の深い問題が出現した。軍人の信仰心の減退である。フレシュ（Flèche）では、将校たちが教会の椅子に長々と横たわる姿が認められた。彼らのうちの一人は座ったかと思うと、両脚を別の椅子にのせ、更にもう一つの椅子に犬をのせた。説教師が注意すると、将校たちは大声で笑った。兵士がこのような将校から感化されないはずはなかった。1760年代には多くの兵士の部屋で十字架像が置かれなくなった。かくして軍隊内における宗教活動という従軍司祭の仕事は大きな困難に直面した²⁾。

更に当時の戦術が従軍司祭に新たな問題を課した。突撃縦隊から線隊形への移行が部隊の配置を長く伸ばしすぎたため、従軍司祭が戦闘前に激励の説教をすることが難しくなったのだ³⁾。

かくしてこれらの諸問題の解決が求められた。1770年代から80年代にかけて幾つかの改革案が提出された。それらの案では、従軍司祭の身分の向上、従軍司祭のための教育の充実、そして従軍司祭制度の組織面での整備が、説かれた。品行上、問題のある聖職者が従軍司祭になっているということは、別の言葉で言えば、優秀な聖職者が従軍司祭の職に就きたがらないということを表していると思われ、その原因は、従軍司祭の身分が下士官と同等で、俸給も低いことにあるとされた。そこで従軍司祭の俸給のアップや年金制度の改善を図って、従軍司祭の身分を上昇させるべきだと提案されたのである。また従軍司祭を養成する目的に特化した神学校の創設も提案された。モルトマルは教育期間を3年間とする従軍司祭のための神学校をメスカストラブールに建設することを提案した。更に1775年から1777年まで陸軍卿を務めたサン＝ジェルマン（Saint-Germain）伯爵は、「従軍司祭長」という役職の創設を提案した。彼によれば、この「従軍司祭長」が各従軍司祭を監督・指導すれば、従軍司祭の質は向上するであろうということであった⁴⁾。しかしこれらの改革案の殆どは案のままで終わり、実現されることはなかった。

その従軍司祭制度の抜本的な改革を実施したのが、まさに復古王政だったのである。1814年10月1日の勅令と1816年7月24日の勅令が従軍司祭の新しい制度を規定した。それによれば、連隊（régiment）もしくは軍団（légion）ごとに、一人の従軍司祭をつけることとする。従軍司祭の身分は大尉と同等とされ、従って俸給も大尉と同じ金額を得る。勤続年数20年後は、年金を受ける資格を有する。従軍司祭の指名は、王室付祭司長（Grand Aumônier）によって陸軍大臣になされ、陸軍大臣がそれを国王に提示し、国王の同意を得た後、陸軍大臣によって通知される。従軍司祭は王室付祭司長の管轄下に入る。従軍司

祭の職務規程は王室付祭司長によって定められるが、従軍司祭はまた軍規にも服従する。従軍司祭は、連隊内の礼拝儀式、連隊内の図書館の維持に責任があり、「軍隊の子供(enfants de troupes)」および若い軍人のために連隊内に設置された学校を監督する⁵⁾。かくして従軍司祭の身分の向上が実現し、その地位と職務が明確化されたわけである。

さて本稿の目的は、第一次史料を用いて、王政復古期において従軍司祭が軍隊社会に対して抱いていた見解と、従軍司祭の活動の実態を検討し、そしてそのうえでフランス革命とナポレオンの時代の影響について考察することにある。

使う史料は、国立古文書館(Archives nationales)所蔵のセリーF/19に収められたものである。なかでもF/19/985からF/19/999までには、従軍司祭の名前のアルファベット順に、従軍司祭が王室付祭司長に送った手稿の報告書と、王室付祭司長が指示および監督の目的で従軍司祭に送った文書がかなり保存されている。ナポレオン帝政期や七月王政期の従軍司祭に関する文書に比べて、圧倒的な分量が保存されているのである。本稿ではこれらの貴重な史料から従軍司祭の「肉声」を拾い集め、彼らの見た世界を再構築する。またF/19/1000とF/19/1001に収められた陸軍大臣と王室付祭司長との間で交わされた文書も補助的に利用することにする。そして本稿では文末注の煩雑さを避けるため、本文の中にカッコに入れてこれらセリーF/19の史料番号を記すことにする。

ところで先行研究に関して言えば、アンシャン・レジーム期の従軍司祭についてはデ・シル、ロック、ロベール、ギアルが、20世紀前半(特に第一次世界大戦期)の従軍司祭についてはシャリン、ボニファス、フラゲアが、興味深い研究をしている⁶⁾。また従軍司祭の通史についても既に幾つかの優れた研究がある⁷⁾。しかしながら19世紀前半の従軍司祭については、殆ど研究が進んでいない。確かにペロンの論考はあるものの⁸⁾、そこで最も利用されている史料はセーヴ(Sève)神父が1851年に出した回想録であり⁹⁾、前述した国立古文書館の史料は使われていない。

但しセルマンが19世紀後半の将校団を分析した研究の中で、一つ簡潔ではあるものの、非常に興味深い指摘をしている。彼によれば、王政復古期の従軍司祭の重要な任務は軍隊内に反革命思想をひろめることであり、将校の政治的見解と宗教的感情をチェックして上層部に「密告」することであった。そしてこの「密告」は将校の昇進について検討する際に考慮に入れられた。その結果、将校は同輩から偽善者とか野心家として非難されないよう、従軍司祭と関係を持つのを避けた。他方、兵士の信仰心に関して、セルマンは1826年の下院におけるセバスチアニ(Sebastiani)将軍の発言を引用し、兵士は命令であるがゆえに宗教的实践をおこなってはいたものの、その信仰が「偽り」であり「無意味なうわべ」だけのものだと感じており、そのことを辛く悲しく思っていたとしている¹⁰⁾。

確かに王政復古期の軍人の多くは革命—ナポレオン戦争の経験者であり、政府が彼らの政治的見解に疑惑を抱いたであろうことは容易に推察できる。また彼ら古参の軍人が復古王政によって新たに派遣された従軍司祭に対して嫌悪感あるいはしらけた感情を抱いたであろうことも、ありえることである。本稿ではこれらの点について詳細に検討していくつ

もりである。

さて本稿の構成は以下のとおりである。第一章では、従軍司祭の目に映った軍人の日常生活を扱う。第二章では、従軍司祭が宗教活動の活発化のために何が障害となっていると考えていたかを検討する。第三章では、戦時における軍隊内の宗教活動について扱う。第四章では、従軍司祭の品行に対する批判について扱う。つまり必ずしも職務に熱心ではなかった従軍司祭の存在について言及する。そして結論で、フランス革命とナポレオンの時代の影響について考察する。

第一章 軍人の日常生活

第一節 決闘

従軍司祭がしばしば指摘しているのが、決闘である。1818年、アリエージュ猟兵隊所属のマセ (MASSET) 神父は次のように書いている。「あらゆる位階の兵士が、侮辱的な言葉のために、小さな無礼のために、決闘をしています。1週間で7件もありました。更に悲しむべきことに、将校までもが争いあっているのです。そして連隊長はこれを防ぐために如何なる手段も講じてはいません。そして猟兵らは決闘を受けてたつのを拒否した者に不名誉となる罰を課しています」(F/19/993)。

勿論、従軍司祭は決闘を前にしてただ手をこまねいていたわけではない。1825年、第七軽歩兵連隊所属のドンマルタン (DOMPMARTIN) 神父は、二人の将校が決闘をしたとき仲裁に入り、武器を「国王への奉仕」のためにしか使わないことそして仲間に対して武器を向けないことを約束させた (F/19/998)¹¹⁾。

決闘の結果、死者が出たとき、葬式を執り行うのも従軍司祭の仕事であった。1820年4月のオルヌ猟兵第十六連隊所属ランドルヴィル (LANDREVILLE) 神父によって書かれた報告書を引用しよう。「一人の伍長が決闘をしました。重傷でしたので、2時間後に亡くなりました。彼の葬儀をした後、私は、彼の葬式に集った多くの僚友と将校に対して、彼の死の原因となった出来事について少し話をしました。彼らは何かしらかの感銘を受けたように思われました」(F/19/992)。

しかしこの伍長が葬式をしてもらえたのは、彼が死ぬ前の2時間で臨終の秘蹟を受けることができたからだと推測できる。というのも、1824年9月、決闘で即死した別の伍長の葬儀は、部隊内部からあがった非難の声にもかかわらず、行われなかった。この件に関する報告書の中で、ブランシャール (BLANCHARD) 神父は決闘の原因を軍人の「放蕩」と「不道德」にあると結論づけている (F/19/985)。

第二節 女

特に従軍司祭の頭を悩ませた「放蕩」は、軍人の女性問題であった。ドイツとの国境に位置するサルゲミヌ (Sarguemines) の駐屯地に配属された従軍司祭フォブラン

(FOBLANT) の1829年4月の報告書によれば、「ここを支配する乱交があらゆる私の計画を頓挫させました。ここには、他の全ての小さな駐屯地と同じように、秩序というものがない。近隣の町々、特にプロイセンとバヴァリアの町々を追われた娼婦がここにやってくるのです」(F/19/989)。

また東ピレネ軍団所属の従軍司祭デスプレ (DESPRES) は1818年2月、次のように書いている。「サン・ジャン・ピエ・ド・ポー (Saint Jean pied de port) に派遣された軍団の、上等兵一人と鼓手一人によってなされた恐ろしい犯罪について、悲しみで胸をえぐられるような思いで、猥下な報告いたします。彼らは妊娠7ヶ月の女性を強姦し、極めて残酷なやり方で墮胎させました。彼らは逮捕されました。しかしあらゆる種類の悪徳に身を委ねうる軍団で、どのようにすれば残虐行為を減らせるのでしょうか？ 師よ、私は、私が模範的な軍人の存在によって助けられることがないと言うだけにとどめておきます。あなたが私にお任せになった人々の間で起きていることを、私は、大変、不快なわけですが、それにもかかわらず、あなたにお知らせしなければなりません。(中略) 既婚の大佐が久しく以前から一人の女性と暮らしています。彼女は憤激に耐えぬ贅沢を見せびらかしています。その一方で彼の正妻は、国王の個人財産からの年金700フランという生活に耐え忍んでいます。大佐は、人々が正妻に抱くべき敬意をもう一人の女にするように要求しています。醜聞の極みです。25歳の若者である中佐は、彼の放蕩の果実である墮落した生活を送っています。26歳を迎えることはないでしょう。自由主義者 (libéral) であり、第一級の不信心者です。二人の大隊長と准尉は内縁の妻を持っているか札付きの放蕩者かです。(中略) 兵士に関して言えば、良俗と節度を持つ人々の目から見て、(将校と) 同様に恥ずべきものです」(F/19/987)。

第三節 宗教的無関心

ところで軍人の日常生活に占める宗教の位置は、従軍司祭の目から見れば、惨憺たるものであった。人生の節目になされるべき宗教的実践がなされていなかったのである。例えば第三十正規軍連隊所属の従軍司祭ベルラン (BERTRAND) は、「1793年の混乱」の年に軍隊で生まれた下士官が幼児洗礼を受けていない可能性があるのも、どうすればよいかと問い合わせている (F/19/985)。更に1821年6月、第四砲騎兵連隊所属のマンキュリ (MANCULY) 神父は、およそ一年前に役所での法的結婚はしたもの、宗教上の結婚を未だしていなかった砲兵のために、その結婚の「見直し (réhabilitation)」をおこなった (F/19/993)。

またセーヌ＝アンフェリウール軍団所属の従軍司祭フロモン (FROMONT) は1820年3月に赴任したばかりのときの様子を次のように書いている。「私の職務は軍人にとって本当に目新しくかつ親しみのないものです。(中略) 兵士たちへの説教はしていないそうです。それ故まず何よりも彼らの信頼を得なければなりません。私は一人の大尉と共に兵士らの寝室を訪れました。私は初聖体を全くしていない者がいるかどうか尋ねました。(中略)

略) あちらこちらから矢継ぎ早に返事がありました、誰もしていないと。信じがたいことです」(F/19/989)。

従軍司祭にとって、軍隊社会は暴力的で不道德で宗教的無関心が蔓延している社会であった。しかしだからこそ宣教活動が必要だとも思われたに違いない。

第二章 宗教活動の障害

第一節 将校

従軍司祭は宗教活動を進めるうえで上級将校の理解と協力がいないことを問題だと感じていた。しかし何故、上級将校は従軍司祭の活動に理解を示さなかったのであろうか。ベルトランはその理由を上級将校の政治的思想信条に求めている。「復活祭の聖体拝領の準備をしたのですが、今日は実に少ない人々しか集まらず、大変つらかったです。たとえ僅かでも私が支援されていたならば！ 数ヶ月前から連隊を指揮している中佐は、なんと、『コンスティチュウシヨネル紙 (*Constitutionnel*)』の元編集者なのです」(F/19/985)。つまり中佐が自由主義のオピニオン・リーダーである新聞の元編集者だから、自分の活動に協力しないのだと、ベルトランは考えたわけである。

実際ソーヌ竜騎兵連隊内にある兵士のための学校では、従軍司祭が聖書に出てくる話を描いた絵を用いて教育をしていたのだが、これに対し、上級将校が軍人向きとしては不適切であると異議を唱え、絵を、聖書に基づくものでなく、フランスの歴史に基づくものと、変更させた。しかし従軍司祭によれば、その新しい絵の中には宗教と国王に対し否定的な表現が認められた (F/19/992)。つまり従軍司祭と上級将校との間には、政治的思想信条の違いに因る対立があったと考えられる。

また1825年12月、第五十八正規軍連隊所属の従軍司祭デルヴィル (DELVILLE) は書いている。「連隊長は私を危険人物とみなしています。(中略) 私が非常に大きな影響力を持つこと、これは彼の表現なのですが、それを彼が認めたくないことを私は知っています」。「連隊長は公然とは私に反抗できないので、(中略) 私と将校団との関係が悪くなるようにと、あらゆる種類の陰険な人心操作をします。彼は私を支持する人々を脅迫します。これを成し遂げるために、彼は、従軍司祭はスパイだと言い聞かせたり、また時には私を自由主義者 (*libéral*) だと時には過激な王党派 (*royaliste exagéré*) だとみなしたりします。彼は、私が王党主義は宗教に基づいていると言ったことを、決して許さなかったわけです」(F/19/987)。興味深いことに、この事例では連隊長と従軍司祭の間の不和の理由として、政治的思想信条の違いだけでなく、またヘゲモニー争いの面が認められる。

実際1822年10月、70歳を超える元エミグレの第六正規軍連隊の従軍司祭シャプティヴ (CHAPTIVE) と連隊長の間に生じた軋轢の原因は、単なるヘゲモニー争いだったと思われる。というのも王室付祭司长への報告書の中で、シャプティヴが告発した連隊長からの「嫌がらせ」そして「聖職の尊厳に対する侮辱」とは、連隊長から兵士に下された、未だ

初聖体を済ませていない者は従軍司祭の宗教教育を受けること、という命令にはかならなかったのである（F/19/986）。つまり第六正規軍連隊長は宗教教育に反対ではなかった。しかし連隊長は兵士に命令を発する権限は自分にあると考えたのであり、従軍司祭はそれを不快である、自らの権威が傷つけられたと感じたのだ。

更に次の事例も興味深い。1817年11月、マセがアリエージュ猟兵隊に赴任した際、連隊長と将校たちは彼のことを歓迎した。連隊長は宗教活動のために援助を惜しまないと約束した。しかし待降節に入って2度目の日曜日、マセがミサをおこなっていると、その場にいた連隊長は急にミサを中断させようとした。そしてミサが終わるや否やマセを呼び出し、何故ミサの中で決闘を非難したのかと責めた（F/19/993）。つまり連隊長は決闘もその一つであるところの軍隊社会の文化を、従軍司祭によって混乱させられたくなかったのである。それが従軍司祭と連隊長との対立の原因となった。

いずれにせよ軍隊での宗教活動の障害が上級将校の非協力的な態度であるとするならば、それは別言すれば、上級将校の協力があれば宗教活動は活発化するということではなかろうか。実際、従軍司祭は上級将校の協力を求めた。そして従軍司祭は王室付祭司長を通して、日曜日には軍人に勤務を命じないように、復活祭の聖体拝領を準備する若い兵士には通常の勤務を免除するように、軍部に要求した（F/19/992；F/19/1001）。また1820年5月、アルデシュ軍団所属の32歳のサンスリ（SINCERI）神父は、前述のシャプティヴとは反対に、連隊長が兵士らに週に1度か2度は宗教教育の授業に出席するように命令することを望んだ（F/19/998）。

このように連隊長の宗教活動への影響力は大きいと思われたので、従軍司祭は連隊長に関する情報を王室付祭司長にしばしば提供した。しかし時には行き過ぎもあったようである。例えば1825年の5月と6月、第十正規軍歩兵連隊所属の従軍司祭セミディ（SEMIDI）神父は、詐欺の罪で起訴された連隊長について、その連隊長のセミディへの告白をまじえて王室付祭司長に報告した。しかし王室付祭司長はこの種の事件とかかわりあいにならないよう、セミディに忠告した（F/19/997）¹²⁾。

第二節 世間の眼

さて従軍司祭が士官に求めていたのは、兵士に対して宗教活動をせよと命令することだけではなかったと思われる。上官の命令によって、嫌々、兵士が宗教活動を実践したとしても、それは必ずしも有意義だとは言えなかったのではなかろうか。ところで先に見たように、デスプレは「模範的な軍人の存在によって助けられることがない」点を嘆いていた。実際、従軍司祭が本当に必要としていたのは、士官が兵士の模範となることであった。例えば1818年4月、ガール軍団所属のシャゼル（CHAZELLE）神父は書いている（F/19/986）。「以下に記すようなものが最近1ヵ月半の間のギャップ（Gap）における軍人の振る舞いです。四旬節が始まると、将校の皆様が彼らの中隊に復活祭の務めを果たすよう勧めました。幾人かの下士官が最初の良き模範を示しました。兵士たちは彼らをまねしま

した、そして間もなく、誰もが驚く幸せな革命がなされたのです。1ヶ月以上もの間、殆ど全てのカトリック教徒が毎日ミサと夕方の祈祷会に参加しました」。「命令」ではなく、「勧め」や「模範」が機能して兵士が動いたと、従軍司祭は理解していた。

更にシャゼルは1818年5月にはアンブラン (Embrun) でも宣教活動をおこなったが、そのときの状況を次のように書いている。「アンブランにいる軍人はガブの僚友を見ならうことはできないと、私はかなり長いこと思っていました。私の到着はある種の不安と不満を彼らの内に巻き起こしました。プロテスタントは警戒していましたし、カトリックは無関心と反感しか示しませんでした。私の最初の説教が有害な偏見を吹き飛ばしましたが、神意があらゆる障害に打ち勝つには時間が必要でした。幾つもの原因が善行の行く手をはばんでいました。アンブランの、とりわけ富裕階級の住民たちの間に支配的であった悪意が、主要な原因の一つです。軍人は意地悪なからかいに毅然と立ち向かわなければなりませんでした」。シャゼルによれば、アンブランでの宣教の障害は富裕な住民のからかいであった。

シャゼルは、その後、フレッシュの王立軍事準備学校 (Ecole royale militaire et préparatoire) の施設付司祭となった。しかし宗教活動は思うようには進まなかった。1819年12月の赴任当初の報告書によれば、学校の生徒は「悪い臣民と呼びうる多くの友人によって引きずり込まれ」、「並々ならぬ放蕩」に身を委ね、「名誉と宗教の言葉に従わない」。「罰を与える力にしか屈しないが、それを恐れず、体罰に慣れているふりをしたり、それを自慢したりする」。2年しても状況は変わらない。1821年5月、彼は書いている。「習慣と世間体 (respect humain) の影響力が品性におぞましい性格を与えました。どれほどの無秩序がそこから生まれたかが分かります。(中略) 聖職の努力は役に立ちませんでした。復活祭の務めを果たした人々は非常に僅かでした」。つまりシャゼルは、王立軍事準備学校での宗教活動の障害は、悪友、習慣、そして世間体であると判断していた。

同様に1830年4月、第六十二正規軍連隊所属のカステリ (CASTELLI) 神父は王室付祭司長に次のように報告した。「今朝、私は連隊の軍人30人を祭卓に迎えました。(中略) 私はもっと多くの人数を期待していたのですが。(中略) しかしこの悲しい世間体が不幸にも多くの良心を後退させてしまうのです」。これに対して王室付祭司長は次のような返書を送った。「あなたの成果はかなり小さいものであるけれども、あなたを励ますものとなるに違いありません。(中略) あなたが考察しているように、世間体は連隊に君臨する大きな災いです」(F/19/986)。

それ故、軍隊における信仰心の高揚のための障害は宗教活動に対する「世間」の眼である、と、聖職者は考えていた。従軍司祭によれば、兵士は自分を取り囲む人々のまなざしによって左右される。兵士の周りにいる将校や下士官が宗教活動に好意的で、自ら率先して参加すれば、兵士もそれを模範としてまねる。反対に、世間(時には一般の住民、時には学友、時には戦友)が宗教活動を蔑視していれば、兵士や生徒も宗教活動に熱心に参加しなくなる。いずれにせよ従軍司祭にとって、宗教活動は個人の内面に属するものというよ

りは、社会的なものであった。

第三節 悪書

また従軍司祭は、軍隊における宗教活動がなかなか進展しないのは、反宗教的な「悪書」のせいだと思った¹³⁾。そして悪書を監視した。例えば1817年6月、デスプレは書いている、「私が監視する（連隊内の）学校の教練指導係は若い兵士なのですが、非常に問題のある自由主義的（libéral）な思想の持ち主です。私はそこで見つけた数冊の悪書の読書を許しませんでした」（F/19/987）。また1825年7月、ドンマルタンは「宗教と良俗に相対する如何なる書物もそこ（連隊内の学校）に入り込まないように、注意深く監視している」（F/19/988）と報告している。

しかし従軍司祭は読書そのものを禁じたのではない。悪い本の影響力を恐れ、それを読むことを禁じただけである。別の言葉で言えば、良い本の読書は構わない、と言うよりも寧ろ、推奨されるべきであった。王室付祭司長は世間体の悪影響を弱めるための方法について、次のように書いている。「あなたが連隊の軍人に良い本を広めているのを、私は称賛したいのです。罪深い人々の無関心に打ち勝ち、彼らの神への回帰を準備するために、これ以上、効果的な方法はありません」（F/19/986）。実際、従軍司祭らは宗教活動のために本をしばしば利用した。例えば『従軍司祭と軍人の対話（*Entretien d'un aumônier avec un militaire*）』、『キリスト者兵士（*Soldat chrétien*）』、そして1816年にアドリアン・ル・クレール（Adrien le Clère）社から出版された『キリスト者軍人の教科書（*Manuel du militaire chrétien*）』などである（F/19/987; F/19/991; F/19/993）。これらの「良書」の効果がどれほどのものであったのか、従軍司祭研究の現段階では分からない。ただ従軍司祭が軍人の精神に及ぼす出版物の影響を高く評価していた点は確認できる。

第三章 戦時における従軍司祭

これまで見てきたように、平時において、多くの場合、従軍司祭は軍隊を不道德で宗教心のないところだとみなしていた。しかし戦時において状況は変わった。戦時、兵士は品行方正で信心深い敬虔なカトリック教徒に変身した。

1823年、フランス政府は内乱状態が続いていたスペインに軍事介入をした。この時の状況を、軍隊と共にスペインに渡ったノール軽騎兵隊所属のヴェルイユ（VERHILLE）神父は次のように書いている。「かつて、私は、私の連隊の兵士たちがフランスで誇示していた不信仰に対して、嘆き悲しまなければならないこともありました。しかし私たちがスペインに入ってからというもの、（中略）彼らは皆、カトリック教徒に、そしてまさしくフランスの兵士になりました。（中略）彼らが醜聞と放縦の臣下ではないかと当然にも恐れられていたこの国で、私たちの兵士の信仰心が彼らを尊敬に値する者にしました」（F/19/999）。

また1824年3月、第三軽歩兵連隊所属の従軍司祭ピュガン (PUGIN) は、開戦後の連隊の変化を次のように書いている。「兵士の精神の中で、宗教への尊敬の念が、全てを毒する世間体や物笑いになるという気持ちに取って代わりました。この時から良き教義が勝利したのです。多くの兵士が秘蹟を受けに足繁く通うのを見て、私は慰めを得ました。私はまた、病身の将校らが宗教による癒しを求め、秘蹟に近づき、そして彼らの良き模範によって幸せな変化を確かなものにするのを見て、満足しました。私のところへやってくる彼らを見て、私が感じた秘かな喜びを、私は告白しなければならないのでしょうか。それにしても、王党派で宗教心の厚い指揮官がいて、期待できないことなど何かあると言うのでしょうか」(F/19/995)。

同じく第二十軽歩兵連隊所属の従軍司祭ペルリ (PERELLI) も、1824年2月、軍人の信仰心について書いている。「私の連隊の兵士はパンプロナの城壁の下できわだっていました。私は彼らを片時も離れませんでした。また私は重傷を負って不幸にも倒れた人々にも満足しました。彼らは宗教上の義務を果たしました。途切れ途切れの声での、神そして国王という言葉、私は聴くことができました。スペイン人は、かつて信仰心がなく野心的な一人の指揮官に導かれたフランス人の不信心の証人であったわけですが、今や全ての君主の模範とも言える一人の君主によって勝利へと導かれた兵士らの新たな品行によって、感銘を受けていました」(F/19/995)。

つまり開戦が軍人の信仰心を呼び覚ましたというわけである。そしてスペインの地で、従軍司祭はそのような軍人のために聖職を執り行った。日曜日とスペインの祭日には、野営であるいは市場でミサをして、戦場では戦火の中、負傷兵を助け、死にゆく者には臨終の秘蹟を与え、病院では患者を見舞い、時には敵軍の従軍司祭に宗教上の援助を与え、また時にはスペイン当局との共同作業のために通訳の仕事もした (F/19/988; F/19/989)。

一方、将校も、戦時における従軍司祭の活躍を高く評価した。例えば1824年4月、第二十三正規軍連隊の連隊長は王室付祭司長に対して、スペインでの軍事作戦で功績のあった従軍司祭ドゥピュシュ (DUPUCH) のために特別な手当を要求した (F/19/988)。また1824年7月、ドンマルタンも、王室付祭司長への報告書の中で、上級将校から受けた支援について言及した (F/19/988)。

特に軍事病院で、従軍司祭は必要とされていた。ピュガン神父が病気になって勤務を続けることができなくなったとき、第二旅団を指揮する少将は宗教省に対しできるだけ早く後任をサン・セバスチアンの駐屯地に送るように要求しつつ、1824年10月、次のように書いている。「とりわけ病院の病人たちが宗教上の救いを受けることができるために、であります。スペイン人の聖職者は言葉の違いゆえに殆ど彼らの職務を遂行することができません」(F/19/995)。また1824年2月、ヴェルイユも、ラ＝コルニャ攻囲戦で負傷した軍人のための施設で、彼の助けが最も求められていると書いている (F/19/999)。

かくして戦時は特別な時であった。それは変化の時であった。兵士は急に信心深くなり、将校は従軍司祭に協力的になった。従軍司祭の存在は特に負傷兵から切実に必要とさ

れた。筆者はこの特別な時を特別であるがゆえに軽視してよいとは思えない。寧ろ特別な時と普通の時との関係について考察を深めなければならないと思う。また、特別な時は一度、水面に浮上した後、すぐに水面下に消えてしまうようなものではない。特別な時は一度、発生したら、またそれ自身の影響を普通の時に与えるのだから、その影響の度合いを検討しなければならないだろう¹⁴⁾。しかしながらこれらの問題に関しては今後の課題としたい。

第四章 従軍司祭に対する批判

ところで全ての従軍司祭が熱心に職務に励んだわけではなかった。問題のある従軍司祭への告発は、陸軍大臣から王室付祭司長のもとへ行き、王室付祭司長は独自に教会のネットワークを用いて、従軍司祭の品行をスパイさせた。例えば、ニームの司教はスイス人連隊所属の従軍司祭の日常生活を調査して、演劇に行く、また教養が無い、といった報告を1822年6月に王室付祭司長におこなった (F/19/999)。

陸軍省から批判される従軍司祭は、大抵の場合、「常習犯」であった。例えば第四十五歩兵連隊所属のダンジュー (D' ANJOU) 神父は、1824年に一度、しばしば酩酊状態にあると非難されたが、1826年に再び、節度に欠けると指摘されている (F/19/1000)。

また1821年12月、陸軍大臣は王室付祭司長に、ヴァランシエンヌに駐屯しているアルデンヌ猟兵隊所属の従軍司祭ドラロシェット (DELAROCLETTE) を、女性と同棲している、それから指輪をつけていて派手であると、訴えた。その後、ドラロシェットはシュレスタに駐屯するカルヴァドス竜騎兵連隊に異動となった。しかし王室付祭司長は彼を追跡調査すべく、情報の提供をストラスブールの司教に依頼した。司教はシュレスタの主任司祭に情報を収集するように求めた。かくして1824年5月、主任司祭は次のような報告をした。「従軍司祭閣下は臨終の秘蹟のために呼ばれるのでない限り、殆ど病人のもとを訪れません。(中略) 患者たちは民間人用の病院の施設付司祭を寧ろ好んでいます。(中略) ドラロシェット氏の品行に関して言えば、私の知る限り非難すべき点はありませんが、しかし彼の家に彼の身のまわりの世話をするためには余りにもエレガントな服装をした若い女性が一人いるのです。彼は親戚だと言っています。ただこのことが悪い噂を引き起こし、彼の品行を疑わしいものにしています」。翌月、王室付祭司長はドラロシェットに対し2ヶ月間の休暇を申し渡し、女性との同棲を注意した (F/19/992)。

同様にフォントネット (FONTENETTE) 神父も「問題児」であった。1826年、ストラスブールに駐屯する第十九正規軍連隊所属であった彼は、しばしばフロックコートやブルジョワ風の黒い服を着ていた。連隊長は彼に対し他の連隊の従軍司祭たちのようにスータンを着ることを求めたが、神父は拒否した。連隊長がスータンの着用を求めたのは、1825年5月12日の決定で、従軍司祭に対して兵士および下士官は控え銃の礼をしなければならず、誰が従軍司祭か識別できるようにスータンの着用が望ましいと考えたからで

あった。実際、問題はそこから発生した。あるとき、哨戒中の二人の兵士の前をフロントネットが通ったのだが、フロントネットがブルジョワ風のフロックコートを着ていたため、兵士らは彼に対して控え銃の礼をしなかった。するとフロントネットはこれらの兵士を罰すると主張しだしたのであった。そもそも彼には兵士を罰する権限など無いはずなのだが。その後、フロントネットはポアチエに駐屯する第八竜騎兵連隊に異動となった。しかしそこでも、ミサの間に教会の扉を開けておくか閉めておくかといった問題をめぐって(指揮官は、暑さ対策として、この司教区の大半の教会でなされているように、開けておくことを主張し、フロントネットは反対した)、指揮官と対立し、醜聞沙汰となった。かくして1827年9月、陸軍大臣は、法律は従軍司祭の軍規への服従を求めているとして、それができないフロントネットを従軍司祭リストから削除するよう、王室付祭司長に要求した(F/19/1001)。

更に軍規違反とまでいかなくても、職務に対する熱意に疑いのある従軍司祭はしばしばいた。例えば1825年8月、第五十一正規軍連隊所属の従軍司祭グレ(GOULET)は王室付祭司長に書いている。「私が従軍司祭をしている第五十一正規連隊が、島々につまりマルニクかグアドループに出発するに違いないという噂がしばらく前からひろまっています。(中略) 猥下(わいげ)に私が謹んで申し上げたいのは、私は航海というものをしたことが今までにありません。それに私はもう年ですし持病もあります。これについては証明することだってできます。この持病は長くて辛い亡命生活の結果です。旅や暑い気候によって悪化する可能性があります。私は1823年には役に立ちたいと思い、連隊と共にスペインに滞在しました。もしも私の健康状態さえ許せば、同じ動機が私にまた志願をさせるのでしょうが、しかし体力がないのです。そこで猥下、お願いですからこの恐ろしい航海を免除して下さい」(F/19/990)。この陳情を前にして、1825年9月、王室付祭司長は次のように叱咤激励している。「植民地に出発することへの恐怖があなたに持病を大げさに言わせていることを知って、私は悲しいです。私はより多くの熱意と勇気をあなたに期待します。あなたより高齢で且つ義務に対してあなたより熱心な他の従軍司祭たちは、海の彼方まで連隊に付き従うのを躊躇(ちゅうちゆ)いませんでした。少なくともあなたに委ねられた魂の救いのために、休まざる心遣いと勤労によって、その軟弱さを直してみようとしてみて下さい」(F/19/990)。

かくして王政復古期、品行や熱意に問題のある従軍司祭は存在した。そこにアンシャン・レژیム期とのある種の連続性または共通点を見出すことは可能である。

結論

最後に王政復古期の従軍司祭の活動について、フランス革命やナポレオンの時代がどのような影響をそれに与えたのかといった視点からまとめておく。

まず本稿序章で触れたセルマンの主張について言及しておこう。少なくとも本研究で用

いた史料からは、陸軍省あるいは宗教省からの要求に基づいて、従軍司祭が体系的かつ組織的に、将校の昇任人事で用いる目的で、将校の自由主義的な政治思想や反宗教的な感情を調査した事例は見つけることができなかった。しかしながら確かに従軍司祭は、革命の影響を受けた自由主義的な上級将校が宗教活動の障害になっていると考え、そのような将校について王室付祭司長に報告した。とはいえ必ずしも常に上級将校の革命的な政治思想だけが宗教活動の障害となったわけではなかった。従軍司祭と上級将校の間でのヘゲモニー争いとか、従軍司祭の軍隊文化への無理解に由来する将校との軋轢とかが、また宗教活動の進展を妨げていた。

一方、従軍司祭は世間体や悪書が宗教活動を阻害する要因となっているとも考えた。ただ富裕な市民が教会に向かう軍人をからかう事例などを見ると、そこでの本当の問題はアンシャン・レージュム以来の市民社会の脱キリスト教化であり、革命そのもののだとは思われない。同じく悪書に関しても、革命の結果、反宗教的な悪書が誕生したというよりは、アンシャン・レージュム以来の識字率の上昇とそれに伴う出版物の流通の増加こそが本当に重要な問題ではないかと思われる。しかしながらアンシャン・レージュム以来の脱キリスト教化の傾向は、王政復古期の戦時における軍人の信仰心の高揚を考慮に入れるとき、過度に誇張されてはいけなだろう。

他方、革命は確かに従軍司祭となった聖職者の人生に対しては直接的な影響を与えていた。第四十八正規軍歩兵連隊の従軍司祭ギケル（GICQUEL）は、革命のせいで10年間の亡命生活を強いられた人物であった。彼は、従軍司祭となったのは王政復古期からであるが、司祭になったのは1780年代だと推測される（F/19/990）。実際、本稿第二章で紹介した権威主義的なシャプティヴも、第四章で紹介したグレも、元エミグレであった。確かに1787年生まれのような革命を知らない世代も従軍司祭として勤務してはいたものの、幾人もの亡命生活経験者が従軍司祭として活躍していた事実に注目したい¹⁵⁾。革命が無かったら、シャプティヴもあそこまで権威主義的になってはいなかったのではなかろうか。革命によって狂わされた自分の人生の埋め合わせを、連隊長に対して威張り、ヘゲモニーを獲得し、自分のプライドを満足させることで、おこなっていたのではなかろうか。

勿論ナポレオン帝政期以来の従軍司祭も中にはいた。スアル（SUARD）神父は1800年9月にスイスで司祭に任じられ、1807年1月にフランスのために勤務するスイス人連隊の従軍司祭となった。そして帝政期には、スペイン、ポルトガル、ロシアの戦場に赴き、王政復古期になっても、王立衛兵隊所属の従軍司祭として1823年に再びスペインを訪れた（F/19/998）。いずれにせよ彼ら従軍司祭たちの人生には、革命そしてナポレオンの統治が大きな影響を及ぼしていた。

ところで復古王政による従軍司祭制度改革も、従軍司祭の中から品行の悪い者が現れるのを防ぐことはできなかった。この点はアンシャン・レージュム期から変わっていない。

しかしアンシャン・レージュム期に比べて変化したと思われる点の一つがある。それがプロ

テスタントの軍人に対する従軍司祭の態度である¹⁶⁾。例えばアンシャン・レジーム期、1738年からおよそ25年間にわたって従軍司祭を務めたシングランド (SINGLANDE) は、あるカルヴァン派の兵士にカトリックへの改宗を熱心に勧め、ついに新教誓絶の儀式をアジャクシオのカテドラルいっばいの信徒の前で執り行った¹⁷⁾。つまりそこには明らかに宗教的不寛容が存在した。ところが王政復古期の様子はそれとは異なるものであった。1818年、シャゼルは、プロテスタントの軍人たちが「彼らのやり方で、祈り、賛美歌を歌う」ために一室に集まっていることを、肯定的に評価している。シャゼルはまた書いている。「(プロテスタントは) 軍団の殆ど半分ぐらいを構成しています。彼らは彼らの宗教に熱心です。(中略) (プロテスタントとカトリックの間での) 和合は完璧です」(F/19/986)。またフォブランも、1829年、自分の連隊にいる380人のドイツ人のうち、「44人のプロテスタントと3人のユダヤ教徒がいます」と冷静に報告している (F/19/989)。つまり王政復古期の従軍司祭には宗教的寛容が確認できるのである。このことの起源に、革命以前の宗教的寛容の思想をみるべきか、あるいは革命の唱えた信仰の自由とナポレオンの宗教政策をみるべきかは、今のところ筆者には分からない。判断するための情報が不足しているからである。今後の研究の深化が求められる¹⁸⁾。

注

- 1) J. DES CILLEULS, «Les aumôniers aux armées de l'ancien régime», *Revue historique de l'armée* (1956), pp. 10-12.
- 2) Ph. GUYARD, «Les aumôniers de troupe de la Régence à la chute de la Monarchie», Thèse d'Histoire de 3^e cycle, Paris IV, 1982, pp. 319-322.
- 3) X. BONIFACE, *L'aumônerie militaire française (1914-1962)*, Paris, 2001, p. 29.
- 4) DE CILLEULS, *op. cit.*, pp. 11-14.
- 5) Service Historique de la Défense, Xr 39. VICARIAT AUX ARMEES FRANCAISES, *L'Aumônerie militaire française 742-1960*, numéro spécial de *Croix de guerre*, Paris, 1960, p. 35.
- 6) DES CILLEULS, *op. cit.*; F. ROQUES, «Le statut des aumôniers militaires aux XVII^e et XVIII^e siècles», *Revue historiques de droit français et étranger* (1967); G. ROBERT, «La vie d'un aumônier militaire au XVIII^e siècle : Le père Caprais de Singlande (1706-1775)», *Revue historique de l'armée* (1972); GUYARD, *op. cit.*; N. -J. CHALINE (sous la dir. de), *Chrétiens dans la première guerre mondiale*, Paris, 1993; BONIFACE, *op. cit.*; M. -C. FLAGEAT, *Les jésuites français dans la Grande Guerre, Témoins, victimes, héros, apôtres*, Paris, 2008.
- 7) VICARIAT AUX ARMEES FRANCAISES, *op. cit.*; Ph. HUBERT, «L'aumônerie des armées en France, Culte catholique», *Revue historique de l'armée*, 1962.

前者のフランス軍付助任司祭職による論考は詳細なものだが、しばしば注に不備があり、どのような史料が用いられたのかが明確でないところがある。また後者のユベールの論文の中では、従軍司祭の歴史は、その起源から1814年まで、1814年から1914年まで、そし

て1914年から今日までの、3つの時代に区分できるという主張が有益である。

- 8) A. BERRONE, «Les aumôniers catholiques de la Restauration, Vecteurs d'un idéal du soldat chrétien?», *Les religions et la guerre : Le rôle des aumôniers*, Colloque organisé par le Centre d' Etude et de Recherches des Sociétés Armoricaines, Vannes, 2000. SHAT. Co 1063.
- 9) Sève, *Souvenirs d'un aumônier militaire, 1826-1850, Etude du soldat*, Lyon, 1851. BN. LF195-2. ベロンはこの回想録の出版年を1857年だと記しているが (BERRONE, *op. cit.*, p. 7)、1851年の誤りである。
- 10) W. SERMAN, *Les officiers français dans la nation, 1848-1914*, Paris, 1982, pp. 93-94.
- 11) 別言すれば、従軍司祭は「国王への奉仕」のためならば、そして敵兵の殺害のためならば、武器の使用を認めていたわけである。「汝、ひとを殺すことなかれ」、「汝の敵を愛せ」というキリスト教の教えの、軍隊内部における限界を、ここに確認することができる。
- 12) つまり従軍司祭による連隊長へのスパイ行為は、必ずしも積極的に王室付祭司長によって推奨されたのではないのではないかとと思われる。
- 13) 王政復古期、王党派は革命の原因を「不信心な書物」にあると考えていた。それ故、従軍司祭が「悪書」を警戒するのはそれほどおかしいことではない。西願広望「フランス王政復古期における革命認識—小冊子の分析から」『一橋大学社会科学古典資料センター Study Series No. 57』(2007年)。
- 14) 例えば第一次世界大戦のときも、軍人の信仰心の高揚が確認されている。特に突撃の前夜、多くの軍人が従軍司祭のもとへ懺悔をしに行った。そしてこのような経験は決して一過性の例外的なものではなかった。戦後、将校らはキリスト教系の組織を作り、機関紙を発行したり、聖職者と共にボーイスカウト活動に従事したりした。一方、従軍司祭は、身体障害者となった軍人のためのアソシアションを作ったり、退役軍人とその家族のために巡礼を組織したり、戦没者のためのモニュメントを建立する仕事に参加したりした。BONIFACE, *op. cit.*
- 15) 史料からは王政復古期の全ての従軍司祭のキャリアが分かるわけではない。それ故、統計を用いて従軍司祭の何パーセントが元エミグレであったかを示すことはできない。
- 16) ちなみにプロテスタンティズムおよびユダヤ教の従軍司祭が現れるのは、1874年5月20日の法律によってである。但しアンシャン・レジーム期、外国人部隊には例外的にプロテスタントの従軍司祭がいた。BONIFACE, *op. cit.*, p. 30 ; p. 39.
- 17) SINGLANDE, *Mémoires et Voyages du R. P. de SINGLANDE, Aumônier actuel de la garnison, ville et forts de Cette en Languedoc*, Paris, 1765, T. 1, pp. 106-108.
- 18) 18世紀の宗教的寛容については近年になって研究が始まったばかりである。深沢克己・高山博編『信仰と他者 寛容と不寛容のヨーロッパ宗教社会史』(東京大学出版会、2006年)。

Army Chaplains under the French Restoration

Kobo SEIGAN

The French Restoration reformed the army chaplain system of the Old Regime for the realization of the counterrevolution. The purpose of this monograph is to study the activity of the army chaplains and their opinions of military society under the Restoration by using the historical materials in the series F/19 of *Archives Nationales*, and to examine the influence of the French Revolution and the Napoleon's epoch.

What did the chaplains see in army life? They learned that the officers dueled and kept mistresses, and that the soldiers were indifferent to religion. They thought that Officers' lack of sympathy, "*respect humain*", and "bad books" were obstacles for the propagation of the religion in the army.

The soldiers became pious Catholics in war-time though the army was immoral in peace-time. Progress of research is required for understand better this interesting change. Moreover, the army chaplain of the Restoration tolerated Protestantism. This attitude is different from the Old regime. However, the analysis of the cause is also left to future reseach.

Keyword : French Restoration Religion Army
